3　第１号の家内労働者に係る最低工賃額

⑴　次の表の品目欄、規格欄、業務欄の区分に応じ、１袋につき、金額欄に掲げる金額

品　　目	規　　格	業　　務	金　額
ショッピング手提げ袋又は角底紙袋	２切（縦90センチメートル、横60センチメートル）の原紙使用のもの	胴張り及び底張り	７円40銭
		口ボール張り	３円50銭
		穴あけ	２円90銭
		ひも付け	３円50銭
	４切（縦60センチメートル、横45センチメートル）の原紙使用のもの	胴張り及び底張り	６円10銭

⑵　張り箱の上箱及び下箱のくるみ張り（１枚の紙を張るものに限る。）及び結束の業務で、次の表の「箱」（上箱又は下箱のいずれか高さの高い方の箱をいう。以下同じ。）の高さ欄及び（「箱」の縦＋「箱」の横）×２欄の区分に応じ、１組につき、金額欄に掲げる金額。ただし、上箱又は下箱のいずれかのみの場合は、各金額欄に掲げる金額の60％の額。この場合において、表中「箱」とあるのは「上箱」又は「下箱」と読み替えるものとする。

「箱」の高さ	（「箱」の縦＋「箱」の横）×２							
	30センチメートル未満	30センチメートル以上45センチメートル未満	45センチメートル以上60センチメートル未満	60センチメートル以上75センチメートル未満	75センチメートル以上90センチメートル未満	90センチメートル以上105センチメートル未満	105センチメートル以上120センチメートル未満	120センチメートル以上
	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額
2.5センチメートル未満	11円10銭	10円80銭	11円80銭	13円20銭	14円80銭	17円10銭	19円30銭	23円
2.5センチメートル以上3.5センチメートル未満	10円80銭	10円60銭	11円50銭	12円90銭	14円50銭	16円50銭	18円70銭	22円30銭
3.5センチメートル以上5.0センチメートル未満	11円80銭	11円50銭	12円90銭	14円50銭	16円50銭	18円70銭	21円40銭	25円
5.0センチメートル以上6.5センチメートル未満	13円40銭	13円20銭	14円80銭	17円10銭	19円30銭	22円30銭	26円20銭	32円
6.5センチメートル以上8.0センチメートル未満	15円70銭	15円40銭	17円10銭	19円90銭	23円	28円80銭	33円90銭	44円20銭
8.0センチメートル以上	18円10銭	17円60銭	20円70銭	25円	30円40銭	38円30銭	47円90銭	63円80銭

⑶　トムソン組立箱の上箱及び下箱の折り曲げ、折り込み及び結束の業務で、次の表の「箱」（上箱又は下箱のいずれか高さの高い方の箱をいう。以下同じ。）の高さ欄及び（「箱」の縦＋「箱」の横）×２欄の区分に応じ、１組につき、金額欄に掲げる金額。ただし、上箱又は下箱のいずれかのみの場合は、各金額欄に掲げる金額の60％の額。この場合において、表中「箱」とあるのは「上箱」又は「下箱」と読み替えるものとする。

「箱」の高さ	（「箱」の縦＋「箱」の横）×２						
	40センチメートル未満	40センチメートル以上60センチメートル未満	60センチメートル以上80センチメートル未満	80センチメートル以上100センチメートル未満	100センチメートル以上120センチメートル未満	120センチメートル以上140センチメートル未満	140センチメートル以上
	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額
2.5センチメートル未満	４円70銭	４円80銭	５円	５円50銭	５円80銭	６円30銭	７円10銭
2.5センチメートル以上3.5センチメートル未満	４円80銭	４円90銭	５円10銭	５円80銭	６円	６円40銭	７円20銭
3.5センチメートル以上5.0センチメートル未満	５円	５円	５円50銭	６円	６円30銭	６円80銭	７円60銭
5.0センチメートル以上6.5センチメートル未満	５円30銭	５円50銭	６円	６円30銭	６円80銭	７円30銭	８円10銭
6.5センチメートル以上8.0センチメートル未満	５円90銭	６円	６円30銭	６円80銭	７円20銭	７円80銭	８円70銭
8.0センチメートル以上10.0センチメートル未満	６円20銭	６円30銭	６円80銭	７円20銭	７円60銭	８円20銭	９円20銭
10.0センチメートル以上	６円60銭	６円80銭	７円40銭	８円	８円30銭	９円20銭	10円40銭

備考　上記⑴から⑶に掲げる金額には材料及び製品の運搬費は含まない。

4　効力発生の日　平成29年２月23日

公　聴　会

一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催

ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）第百十五条第一項の規定に基づき、次のように告示する。

平成二十九年一月二十四日

東北経済産業局長　田川　和幸

一　件名　由利本荘市申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会

二　期日　平成二十九年二月二十二日　午後一時十五分から

三　場所　由利本荘市文化交流館カダーレ　会議室一（秋田県由利本荘市東町十五）

四　事案の要旨

１　一般ガス供給約款の変更（由利本荘市三条字前田の一部の供給区域からの減少）

２　詳細は、東北経済産業局資源エネルギー環境部電力・ガス事業課（宮城県仙台市青葉区本町三丁目三番一号　仙台合同庁舎Ｂ棟）並びに由利本荘市ガス水道局管理課（秋田県由利本荘市表尾崎町五）において閲覧に供する。